



政令市実現に向け

新潟地域法定協がスタート

合併特例法の期限を控え、市町村合併を進めるため、12市町村による新潟地域合併協議会の初会合が1月29日に開催されました。

この協議会は法律に基づき、関係する全市町村が法定協移行の設置議決を経て設置されたもので、任意の協議会では13市町村で取り組んできましが新津市が離脱したため同市を除く12市町村での枠組みとなったものです。

初会合では、会長に選任された篠田新潟市長が「新津市が抜けたことで影響もあるが難関を乗り越え12市町村の大同団結で政令市実現を確信している。」とあいさつ後議事が進められ提案された事項は全て合意されました。

最後に中間報告として分権専門部会が示した政令市に伴う区割り検討の進め方について質疑が行われ法定協の中で協議ができるよう区割りパタ

ーン案の作成を急ぐこととなりました。

合併期日の件は、複数の市町村から十分なる議論をとる声もあり努力目標である1月1日は事実上方向転換の形で次回2月20日開催予定の第2回法定協に提案されることとなっており、今回合意された主なものは次のとおりです。

○協議スケジュール…第4回目で調印を目指す。

○合意した行政制度の調整方針を変更するもの

・農業委員会の取扱い：「白根市と西蒲6市町村で1つの委員会を設置し選挙による定数を40人」とあったものを「西蒲6市町村で1つの委員会を設置し選挙による定数を28人」と変更

・地方税の取り扱い…平成16年度に税制改正（個人市町村民税の均等割税率が30000円に統一）が見込まれるため所要の文言を追加。

○各種事務事業調査方針案

- ・224項目について新津市分を削除して整理
- ・2項目について削除（新津市、新潟市のみの制度分）
- ・1項目について未協議であったもの（国民健康保険料率）

・合併年度及び合併の翌年度を経過措置期間とするもの：豊栄市

・合併年度のみを経過措置期間とするもの：豊栄市を除く10市町村

・経過措置期間後は新潟市の制度に統一となる。

また、17年度からは全市町村とも資産割を除く3方式となる。

みんなで考えよう！「市町村合併」

各種事務事業以外の行政制度調整方針案

・未協議であった巻、西川、潟東消防事務組合は、合併の前日をもって西川町、潟東村の財産、事務、職員は全て新潟市に引き継ぐ。

・地域審議会の取り組み
任意協で骨格について協議した内容に第27次地方制度調査会の答申を踏まえた「地域自治組織」の法制化の対応をみてその内容を反映

・新潟地域合併建設計画(案)
総論と各論に分別して協議に附すこととし、今回は総論部分で新潟市を削減したことによる内容の修正

歌会始に 間嶋正典さんが 入選



（釣寄出身）

「幸せが
一歩の先にあるごとく
駿馬生き生き
耕してゆく」

今回のお題は「幸」

現在ブラジル・パラナ州在住の釣寄出身（1958年からブドウ栽培の技術指導のためブラジルに渡る）の間嶋正典さんが歌会始に2万6千75首の応募作のなかから見事入選しました。

間嶋さんは、1月14日皇居・宮殿で催された「歌会始の儀」に出席されました。

なお、1月28日新潟ワシントンホテルで新潟県海外移住家族会主催による「歌会始参列お祝い会」が催され挨拶のなかで「本当に夢のようで、こんなうれしい帰国はない」と話しておられました。

介護保険について

●保険料の納め忘れにご注意ください

- 1 保険料の各納期限を過ぎると、督促が行われます。
- 2 1年以上の滞納の場合にはサービスの利用がいったん全額自己負担になります。
介護サービスを利用したときには、利用者が費用の全額をいったん自己負担し申請によりあとで保険給付（費用の9割）が支払われます。
- 3 1年6ヵ月以上の滞納の場合には保険給付が一時差し止めになります。
利用者が費用の全額をいったん自己負担するのに加えて、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことになります。
- 4 さらに滞納が続くと
滞納が2年以上続くと、保険料を遡って納めることができなくなります。現在介護サービスを受けていなくとも保険料の未納期間があると、認定を受けても介護サービスを利用するとき、①利用者負担が1割から3割に引き上げられる。②高額サービス費（自己負担が高額になった場合に支給される）が受けられなくなります。保険料の未納期間が長いほどこの期間は長く設定されています。

●介護サービスに対する苦情について

（現在介護サービスを受けている方へ）
介護保険制度において介護サービスは、利用者が自らの意思に基づいて、利用するサービスを選択し、決定することが基本であり、サービスの利用者と提供者の間の契約によって提供されます。そこで、契約どおりにサービスが提供されない等トラブルがある場合、利用者と事業者の当事者により解決する事が基本ですが、解決が難しい場合利用者は、苦情を申し立てることができます。窓口は以下のとおりです。

- 月潟村住民課保健福祉係
- 月潟村社会福祉協議会（居宅介護支援事業者）
- 新潟県国保連合会（新潟市新光町7番地1 新潟県自治会館別館内）